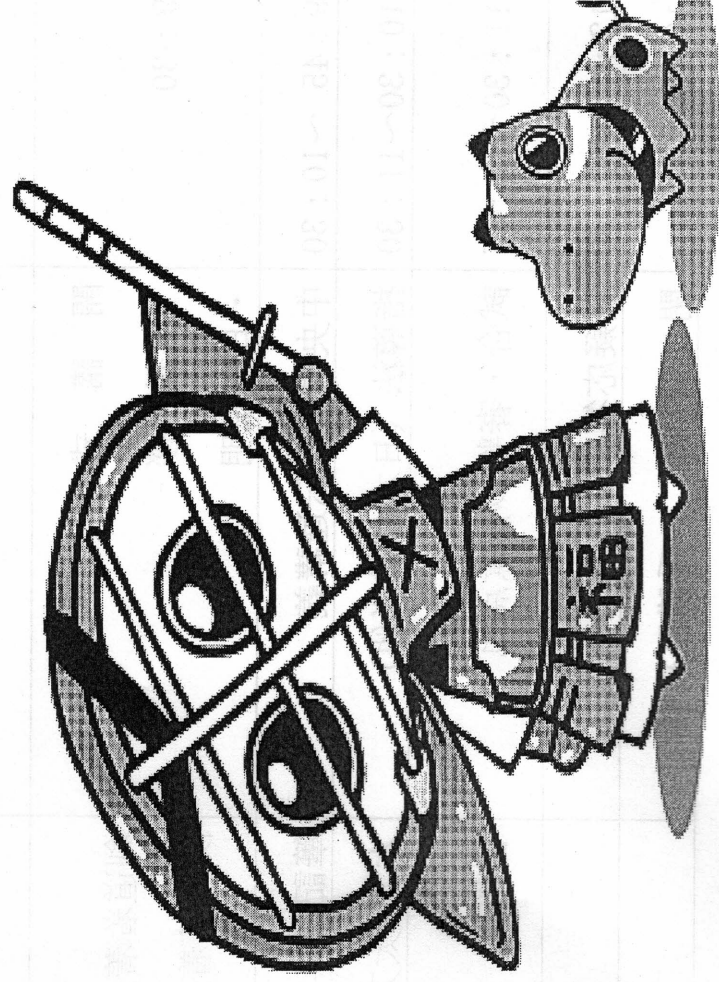


伝達講習会



■開催日時■ 令和4年4月17日（日）

午前9時30分～午後12時30分

■会場■ 郡山市 東部体育館

福島県剣道連盟

令和4年度 伝達講習会 日程表

時間	講習内容	備考
9:30	開講式 ・会長挨拶 ・日程説明	剣道着用 防寒具着用可
9:45～10:30	中央講習会伝達講義	筆記用具
10:30～11:30	指導法（日本剣道形他）	木刀（太刀・小刀）
11:30～12:15	試合・審判の留意点他	審判旗
12:15～12:30	質疑応答	
12:30～	閉講式・受講証授与	

令和4年4月17日

理事長 武藤士津夫

令和4年度（第57回）剣道中央講習会伝達資料

1 網代会長あいさつ

中央講習会は年度始めのメインの行事であり、今年度の指導方針等を示し各都道府県に伝達する講習会である。

一昨年前はコロナウイルス感染症の関係のため中止、昨年から兵庫県剣道連盟の協力により、感染予防を徹底して各都道府県1名の参加をいただいで開催しています。

コロナウイルス感染症の影響により運営面での資金的問題も含めて、各種講習会をブロック毎に開催して剣道を正しく普及・継承させるため、「剣道の理念」に基づいた指導法を各層各領域に伝達をしていかなければならない。また、各種大会や審査会も感染予防対策を徹底した開催とし、会議等はリモートで行うなど創意工夫を加え進めて行くことなどで、皆様のご協力が不可欠ですのでよろしく願いたい。

2 ガバナンス・コンプライアンス等の説明～中谷専務理事

・ 配布資料「令和4年度 行事日程」参照

・ 伝達講習会資料「ガバナンス・コンプライアンス」参照

3 新型コロナウイルス感染症対策～宮坂昌之講師

・ 伝達講習会資料「新型コロナウイルスはワクチンだけで防げるのか？」参照

・ 伝達講習会資料「FAIR PRIDEガイド」参照

4 女子委員会の役割・活動（報告）～佐藤厚子常任理事

・ 令和3年度の事業報告

① 女性剣道指導者育成や女性の審判技能の向上に向けた施策検討

～兵庫・静岡において講習会を開催した。

～伝達講習会資料「青少年剣道の活性化を目指す女子関東ブロック講習

会日程表（案）」参照

② 女性大会の改革や広報活動の活性化の検討

今年度から全日本都道府県対抗女子剣道優勝大会が7人制で行うことになった。

③ 女性剣道の資質向上のための検討

伝達講習会資料「女子委員会 都道府県剣道連盟の女子代表者による全国リモート連絡会議アンケート結果について」参照

※ 最後に昨年の東京七段審査において70歳後半の女性が2名を含む50名を超える合格者が出るなど頑張っています。

- 5 ガイドラインを踏まえた剣道の稽古法及び指導のあり方～濱崎講師
 - ・ 伝達講習会資料「令和4年度剣道中央講習会指導法」参照
 - 6 指導法（日本剣道形等）～濱崎講師
 - ・ 伝達講習会資料 日本剣道形「共通理解」～参照
 - ・ 実技指導
 - 7 ガイドラインを踏まえた試合・審判の留意点他～香田講師
 - ・ 伝達講習会資料「新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法」参照
 - ・ 伝達講習会資料「新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合・審判法運用の質問事項及び解説」参照
 - ・ 実技指導
 - 8 質疑応答～藤原常任理事
 - ・ 配布資料「運動部活動の段階的な地域移行に関わる地域スポーツ団体等の全国中学校体育大会の参加資格緩和について」、「中学校部活動における今後の動向と対応について」、「社会体育指導員有資格者および授業協力者の活用について」参照
 - ・ 日本剣道形について～岩手県照井先生
理合を含めた解説書（説明書）を全剣連として出してもらえないか。
回答～今後やらなければと考えている。
 - ・ 普及活動の紹介
福井県西川先生
～少年・女性を対象とした稽古会（内容を検討して実施している）
～普及部を発足～親子剣道を進めている。
～女性委員会を立ち上げ講習会等を開いているが、女性のみだとセクト化するので、男性1名入れている。
～ホームページを立ち上げ、ツイッター・SNSを活用している。
 - ・ 全剣連では
～剣の理法をわかりやすくできないか検討している。
～有効打突は試合を想定してしまいうため、指導で上手く理解させる。
～多くの色々な情報があるので、整理をしてまとめていきたい。
～募集広告の作成を行う。
～女性を含めた指導者の育成を進めて行きたい。
～中学校の部活問題（剣道部が無い・指導者がいない学校等）を把握して対策を進めたい。
- ※ 剣道人口の減少対策として小学生から大人、女子を含めて進めている。
以上

全剣連倫理に関するガイドライン(前文)

- 剣道の理念
「剣道は剣の理法の修練による人間形成の道である」
- 剣道修練の心構え
旺盛なる気力を養い、礼節をとうとび、信義を重んじ誠を尽くして、
理念に反する不祥事の発生
居合道審査に関する金銭授受、暴力・体罰
- ➔ 改めて倫理意識を啓発する必要性 ～ ガイドラインの制定
- 対象者
すべての剣道関係者、特に役員・指導者

2022/4/2

9

倫理に関するガイドライン(項目)

- I. 反倫理的行為の禁止
 1. 暴力行為
 2. セクハラ
 3. 差別
 4. アンチドーピング、薬物乱用
 5. 指導的立場にある者並びに選手等の関係
 6. 称号段位審査員と受審者
- II. 不適切な経理処理
 1. 経理処理(補助金取り扱い、内部牽制、利益相反等)
 2. 不正行為(横領、報酬・供応等の強要、受領、提供、その他)
- III. 代表選手・役員の選考
- IV. 安全・事故防止、社会規範
 1. 安全・事故防止
 2. 一般社会人としての社会規範

2022/4/2

10

10

相談・苦情

・平成30年11月(設置)～令和4年3月まで

- 相談・苦情窓口 : 79件
 - 日本スポーツ協会 : 3件
 - 報道(新聞等) : 10件
- 合計 : 92件(重複あり)

・暴力・体罰(25件)、パワハラ(4件)、指導(9件)に関する苦情や訴えは、立場の強い者による事案

・セクハラ(4件)、審査(8件)、苦情(19件)、その他(23件)

2022/4/2

11

11

相談・苦情窓口等の事例(1)

暴力や体罰、パワハラ①

- ・指導者が蹲踞の際に、女性を倒し、馬乗り
- ・日本剣道形の稽古中、稽古後に、指導者が受講生二人を木刀で殴打(その後、処分内容の問い合わせあり)
- ・指導者から暴言、竹刀で殴打などの暴力、精神的暴力(同様の訴えが、複数あり)
- ・剣道同好会での、会員に対する暴力、暴言(同一人に関し、数回の訴え)
- ・出稽古先の指導者が竹刀で殴打した暴行事件の調査要求(弁護士から)
- ・道場での威圧的指導、人格否定発言、背中を押され転倒、突きの指導

2022/4/2

12

12

相談・苦情窓口等の事例(2)

暴力や体罰、パワハラ②

- ・ 高校剣道部顧問の体罰(2件、うち1件は校長が隠蔽と指摘)
- ・ 中学校部活中、剣道具で覆われていない箇所を過剰に叩き、全治1週間
- ・ 中学校校におけるいじめ、セクハラに対する加害者・顧問の処分要求
- ・ 中学校校教員の体罰(新聞報道)に対し、処罰要求

不祥事

- ・ 剣道部顧問が同僚教諭にパワハラ → 同顧問が生徒の不祥事隠ぺい
→ 生徒に現金要求(報道) ... 退会を理由に処分せず
- ・ 剣道部顧問が生徒に洗車をさせる → 剣道部の資金横領(報道)
... 刑事事件

2022/4/2

13

13

相談・苦情窓口等の事例(3)

大会、審査等

- ・ 少年剣道大会で、大会役員が「某少年団は指導者の了解を得ずに移籍して出場している」と公に非難 ... 許されるのか
- ・ 悪天候の中大会決行的ことに対する批判
- ・ 小学生県剣道大会への出場チーム選出方法が不明瞭(役員関連チームが半数)
- ・ 級審査結果の理由開示(結果に不満)
- ・ 教士試験の受審条件を知らされていなかった(昇段審査でも同様の訴えあり)

2022/4/2

14

14

相談・苦情窓口等の事例(4)

セクハラ

- ・女子中学生の袴の中に手を入れた
- ・剣連会長によるセクハラ行為(報道)、事後本件に関する処分内容を開示せよとの要求
- ・同僚女性教師に対するセクハラ

居合道

- ・特定の指導者に対する批判(審査への不信、稽古方法等)、範士の推薦方法、流派での争い、指導者のハラースメント

2022/4/2

15

相談・苦情窓口等の事例(5)

その他

- ・騒音、子供の迷惑行為(4件)
- ・駐車の仕事(2件)
- ・高校剣道大会における会場席取り
- ・えこひいき(指導者が自身の子供を優遇、2件あり)
- ・稽古風景を無断撮影、SNSに投稿

2022/4/2

16

ガイドラインに対する違反行為があった場合

・全剣連綱紀委員会規則(いわゆる懲罰規程)

➤不祥事発生の場合)

- ✓都道府県剣連による調査・処分の申立て → 綱紀委員会による審査 → 答申・処分
- ✓(又は)諮問予備審査会(全剣連)による調査等 → 同上

➤処分内容

- ✓称号・段位(全剣連のみ)：剥奪、一定期間の停止等
- ✓会員資格(全剣連・都道府県剣連)：除名、一定期間の停止

・都道府県剣連に、懲罰規程整備を依頼

2022/4/2

1/

ご清聴ありがとうございました。

令和4年4月

公益財団法人全日本剣道連盟
倫理委員会

2022/4/2

18

稽古における注意（特にオミクロン株が流行している現在）

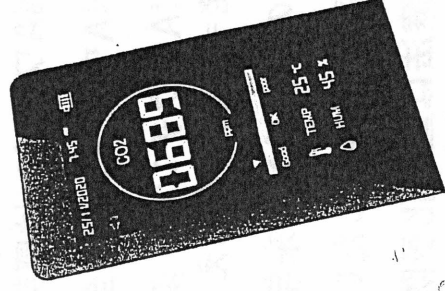
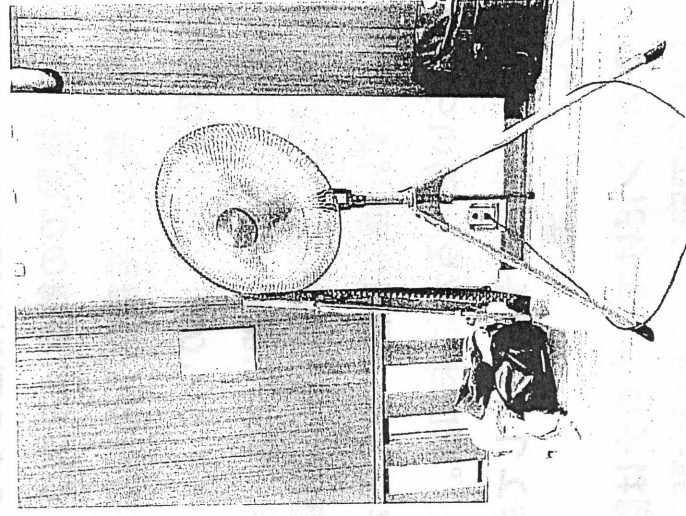
道場内での注意

- ・ 道場の窓、扉はできるだけ開放する。特に空気が一方向に流れる工夫をすることが大事（扉、窓を閉めてのエアコン運転では、一度に多くの人が感染する恐れがある）
- ・ マイクロ飛沫の滞留を防ぐには、工業用扇風機を使用すると良い（斜め上方に向けて常時運転）
- ・ マスク着用は必須（マスクは大きな飛沫のみならず、マイクロ飛沫もある程度は防ぐ）
- ・ 高齢者はシールドもするほうが望ましい（自分からの飛沫飛散量を減らすことができる）
- ・ 接触感染にはあまり神経質にならなくても大丈夫（ex. 床は一度清掃すればよい）
- ・ 更衣室での会話に注意（通常、換気が悪く、マイクロ飛沫を浴びやすい）

道場外での注意

- ・ 体調に不安があるときには稽古に参加しないこと
- ・ PCRや抗原検査で陰性が出ても、「陰性証明」にはならない（見落としが3割ぐらいはある）
- ・ 大人数での会食は感染リスクが上がる

通風・換気には？ 工業用扇風機（送風機）とCO₂モニターの使用



令和4年度剣道中央講習会指導法

I. 指導法の重点事項

「剣道の理念」をより深く認識し、高い水準の剣道を目指すために「指導法講習における[重点事項]」を踏まえた指導法の普及を図る。(剣道講習会資料 p9)

II. 指導の内容

1. 講話(剣道指導要領 参照)

- (1) 剣道の理念、剣道修錬の心構え、剣道指導の心構え 等の講話を通して剣道実践者としての姿勢態度を養う。(剣道指導要領p5)
- (2) 剣道史などの講話によって、剣道への興味や意欲を高める。(剣道指導要領 pp.1~4)
- (3) 剣道指導の在り方について (剣道指導要領 pp.6~10)
- 1) 指導者 2) 指導のねらい 3) 指導の展開 4) 技術の修習と稽古に対する指導 5) 指導上の留意点

2. 実技 I

講習会等では、できるだけ[日本剣道形 → 木刀による剣道基本技稽古法 → 竹刀稽古法]の「→」の順序で教習を行うことが望ましい。

[要約]

(1) 日本剣道形 … 竹刀稽古法の原点

1) ねらい

- ① 剣(日本刀)の観念で「刀法の原理」「攻防の理合」「作法の規範」を修得させる。
2) 指導事項

- ① 立会前後の作法、立会の所作、刀の取り扱い。
② 「打ツハ切ルノ意ナリ」(打つことは、切るという意味である)
③ 刃筋、手の内、鎧の使い方、一拍子の打突、間合、機、勝機、目付け、呼吸法、残心、気迫
(剣道講習会資料p91の「日本剣道形講習における重点事項」を参照)

(2) 木刀による剣道基本技稽古法 … 日本剣道形と竹刀稽古法の中継ぎ

1) ねらい

- ① 木刀を使用して、「刀法の原理・理合」「作法の規範」を理解させる。
② 木刀を使用して、竹刀稽古法の基本技術と対人的技能を正しく体得させる。

2) 指導事項

① 打突は、常に打突部位の寸前で止める空間打突となるが、刀で「切る、突く」という意味を理解させる。

② 構え、目付け、間合(一足一刀の間合)、打突(刃筋、物打、一拍子)、足さばき(すり足)、掛け声(発声)、残心(中段の構え)

(剣道講習会資料p71-72「指導上の留意事項」を参照)

(3) 竹刀稽古法 … 剣の理法の修練に基づく気剣体一致の“見事な一本”の追求

(1) ねらい

① 竹刀を使用して、剣道具を装着している打突部位へ実際に打突する気剣体一致の“見事な一本”を追求させる。

2) 指導事項

① 剣道具を装着して「木刀による剣道基本技稽古法」を竹刀剣道に発展させる指導。習熟段階を考慮して、構成された技に関連する内容も取り入れた指導を展開する。

(例 基本2-連続技:小手一面、小手一胴、小手一面一胴)

基本3-すり上げ技:小手すり上げ面、面すり上げ面 など)

② “見事な一本”を実打する。

③ 呼吸法、気合、打突部位、打突部、刃筋、強度と刃え、体勢(姿と勢い)、構え、体さばき、正しい手の内、鎧を意識した竹刀の操作、一足一刀の間合、一拍子の打突、正しい攻防(氣勢、中心を外さない攻め合い、左拳を中心線から外さない)、正しい鍔ぜり合い、

目付け、打突の機会(虚実、拍子)(剣道講習会資料p8の「指導法講習における基本的事項」ならびに同p9の「指導法講習における重点事項」を参照)

実技2

(1) 指導内容1

1) 剣道着・袴および剣道具 (剣道試合・審判規則第4,5条 同細則第3条)

① 剣道着と袴の着装法と留意点

② 剣道具:面・胴・小手・垂の着装法と留意点

③ 剣道具の外し方、結束法と留意点、剣道着と袴のたたみ方

(剣道指導要領pp.11~23)

2) 竹刀(竹刀の構造と各部の名称、竹刀の基準、規格等、竹刀の安全確認)

(剣道試合・審判規則第3条 同細則第2条)

① 竹刀

② 日本刀・木刀

③ 竹刀・小手・面の持ち方と置き方、手拭いの置き方(剣道指導要領pp.24~29)

3) 礼法(立礼、座礼、正座、座り方・立ち方) (剣道指導要領pp.30~35)

① 稽古前後の礼法の指導を徹底するとともに、激しい攻防のなかでの礼についての指導。(礼に始まり、礼をもって行い、礼で終わる精神の啓蒙を図る)

(2) 指導内容 2

1) 基本動作

- ① 姿勢、② 構えと目付、③ 構え方と納め方、④ 足さばき、⑤ 素振り、⑥ 掛け声（発声）、⑦ 間合、⑧ 打突の仕方・打たせ方および受け方、⑨ 体当たり、⑩ 鏝ぜり合い、⑪ 切り返し、⑫ 残心
(剣道指導要領 pp.36~71)

(3) 指導内容 3

1) 応用動作(对人的技能)

- ① 基本動作から応用動作(对人的技能)への移行 (剣道指導要領 p72)
- ② [攻め合い]について(例 三殺法、触刃の間合いから交刃の間合いに入るとき)
攻め勝って打つ、という言葉の意味(剣道指導要領 pp.72~73)や、氣勢の充実をもって中心を外さない攻め合いの重視、安易に左拳を中心線から外す防御体勢の厳しい是正。
(講習会資料 p9)
- ③ [しかけ技]: 一本打ちの技、連続技(二・三段の技)、払い技、捲き技、出ばな技、引き技、かつぎ技、片手技、上段技、二刀の構えからの技(剣道指導要領 pp.73~113)
- ④ [応じ技]: 抜き技、すり上げ技、返し技、打ち落とし技
(剣道指導要領 pp.113~147)

(4) 指導内容 4

- 1) 稽古法: 基本稽古(切り返し、約束稽古、打ち込み稽古、掛かり稽古)、互格稽古、引き立て稽古、試合稽古、様々な稽古の仕方や形態(ひとり稽古、見取り稽古、立ち切り稽古、出稽古・武者修行、合宿)、伝統的な稽古法(寒稽古、暑中稽古)

① 各種稽古法を組み合わせた指導。

例: 互格稽古 → 打ち込み稽古 → 掛かり稽古 → 切り返し → 互格稽古 → 打ち込み稽古
→ 掛かり稽古 → 切り返し 等

※ 各種稽古法を組み合わせた稽古は、時間配分等を勘案し、一斉指導または元立ちの指示で行う。

(剣道指導要領 pp.148~152)

(5) 指導内容 5

- 1) 「新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合・審判法」における指導
 - ① 正しい鏝ぜり合いから間を切る方法
 - ② 一瞬の崩しから技をしかける方法

以上

日本剣道形「共通理解」

昭和56年制定『日本剣道形解説書』における文言の整合性をはかり疑問点を解消するため、『日本剣道形解説書』の文言を変更することなく「共通理解」とする。

- (1) 中段の構えの延長とは、棟の鏝元と切先を直線で結んだ延長をいう。
- (2) 太刀一本目、打太刀正面打ちを抜かれた剣先の高さは下段程度。
- (3) 太刀四本目、双方切り結ぶ位置は、およそその刀の中央部、剣先は正面の高さ。
- (4) 太刀五本目、仕太刀の中段の構えは、一挙前に出し、刃先はやや斜め下。
- (5) 太刀六本目、仕太刀がすり上げ小手を打った時、右足を踏み出し左足を引き付けるを原則とするが、間合によって引き付けなくても、踏み出したと解釈する。
- (6) 太刀七本目、仕太刀がすれ違いながら右胴を打つときの方法。

① 右足を右前に開いたとき刀を左肩上に振り上げ、左足を踏み出すと同時に右胴を打つ。

② 右足を開いても(体は移動させない)刀を振り上げず、左足を踏み出すと同時に振り上げ振り下ろし、一拍子で打つ。(修練者の錬度にに応じて指導する)

(7) 小太刀半身の構えの刃先の方向

① 中段半身の構えは、刃先をやや斜め下に向ける。

② 下段半身の構えの刃先は、真下とする。

以上

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法

全日本剣道連盟試合・審判委員会

【趣旨】

1. 主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドラインの遵守(感染予防)。
2. 不当な「つば(鍰)競り合い」および意図的な「時間空費」や「防御姿勢による接近する行為」の解決。
 - ・ これまでの試合は試合時間の約半分以上が、「つば(鍰)競り合い」に費やされていると言われている。これを改めて、立ち会いの間合からの攻め合いを中心とした試合展開へ移行する。
 - ・ 剣道の試合にとって「勝負」の要素は大事であるが、姑息な勝負の仕方を是正し、反則ギリギリの勝負ではなく真っ向から勝負をする態度を養う。
 - ・ 「つば(鍰)競り合い」については試合者の態度や心の問題が大きく影響し、規則だけで裁くのは困難である。試合者と審判員が共通に理解し、一体となって、良い試合の場を醸成する。

【審判員と試合者が共通に理解する主な事項】

1. 意図的な時間空費や防御姿勢(勝負の回避)による相手に接近するような行為は、規則第1条に則り反則を適用する。
2. 攻防や打突行動の中で相手と接触した場合、接触した瞬間の引き技や体当たりからの技(発声を含む)を積極的に出す。また、「つば(鍰)競り合い」になった場合は、技が出ない時には速やかに積極的に分かれる。試合者は、審判員の「分かれ」や「止め」の宣告を待つのではなく試合者双方で分かれる努力をする。
3. 「つば(鍰)競り合い」解消に至る時間はおよそ「一呼吸」とする。
4. 相互に分かれようとしている途中で技を出さない。この場合は技を出しても有効打突とはしない。一方が分かれようとしている時に追い込んで打突する行為や、分かれようと見せかけて打突する行為は反則を適用する場合がある。また、分かれる途中に相手の竹刀を「叩いたり」「巻いたり」「押さえつけたり」「逆交差」をしない。(審判員は状況や原因を踏まえた上で合議により判断する)
5. 試合者は、分かれる場合は剣先が完全に触れない位置まで互いに分かれる。
6. 分かれる場合は剣先を開いたり、下げて分かれぬ。
7. 「つば(鍰)競り合い」を解消する場合は双方がバラバラに下がらない。また、双方が徐々に下がるのではなく、正しい「つば(鍰)競り合い」から鍰と鍰で競り合う(押し合う)力を利用して一気に下がる。
8. マスクとシールドの着用
マスクは、口鼻を隠し、正しく装着する。
シールドに関しては、口を覆うものは必須とし、目を覆うものは自由とする。

以上

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの
暫定的な試合・審判法運用の質問事項及び解説

全日本剣道連盟 試合・審判委員会

1 審判法の解釈について

この運用は、「剣道試合・審判規則、細則」の変更ではない。『剣道試合・審判・運営要領の手引き』P9、三「規則の解釈と運用」2「つば(鏝)競り合いについて」の文言の具現化が感染症予防に効果が大いことから、解釈をより厳格化し規則の運用を行うものである。

2 質問事項

事項	解説
<p>(1) 境界線間際において試合者相互がつば競り合いから分かれる場合の運用</p> <p>境界線間際におけるつば競り合いから分かれる場合の運用で、「試合者」「審判員」の留意点は？</p>	<p>試合者は場外に出る必要はないが、主審は、試合者がつば競り合いの解消を目的に出そうになった場合は、ただちに「止め」をかけることが重要である。ただし、試合の運用上、やむを得ず場外に出してしまった場合は、合議の上、その時の状況により判断する。試合者は分かれる際、互いに場外へ出ないよう調整し、意図的に相手を場外に出るように仕向けてはならない。主審はそれを適切に処置することが肝要である。その他、境界線間際での本運用を悪用するような不当行為は見逃さないこと。</p>
<p>(2) 逆交差や竹刀を開いたり、下げたりして分かれた際の運用</p> <p>逆交差や竹刀を開いたり、下げたりして分かれた際、審判員はどのように見極めたらよいか？</p>	<p>竹刀の「開き方」や「下げ方」の程度や頻度による。再三(2~3回程度)繰り返したり、意図的な行為ならば合議の上、目的と現象を見極めて反則を適用する。</p>
<p>(3) 接近した状況での掛け声</p> <p>接近した状況で掛け声を発する試合者に対して、審判員はどのように見極めたらよいか？</p>	<p>感染症予防の観点から飛沫防止に欠かせない事項である。無意識での掛け声と思われる場合は、主審は試合を中止し「指導」する。指導後も繰り返されるようであれば、合議の上、反則を適用する。</p>
<p>(4) 反則内容の説明</p> <p>反則と判定した場合、試合者にその説明は必要か？また、その際の留意点は？</p>	<p>反則内容について説明が必要と思われる場合は「合議」後に、規則第37条を適用し、理由を述べることができるものとする。その場合は試合者及び観衆にも理解できるようにジェスチャー等も交えながら明確に知らせる。</p>

(5) つば(鏢)競り合いの解消の際の見極めについて

つば(鏢)競り合いの解消の際に審判員が見極める上での留意点は？

「つば(鏢)競り合い」の解消に至る時間はおよそ「一呼吸」とし、双方が鏢と鏢で競り合う(押し合う)力を利用して一気に下がらる。また、解消の際に一本先取された試合者が早く勝手に下がったり、逆に先取した試合者はなるべく時間を掛けて分かれるような場面が見受けられる。一般的に先取した方の選手を時間空費の反則にとる傾向が見受けられるが、目的と現象をよく見極めて総合的に判断する。

(6) 相互に分かれようとしている途中に技を出さない

相互に分かれようとしている途中に技を出した場面の対処方法やその運用の留意点は？

「つば(鏢)競り合い」は鏢と鏢が競り合って最も緊迫した間合であるので、互いに気を抜かないことが重要である。ただし、「一呼吸」後、相互に「分かれようとしている途中」に技を出しても有効打突とはしない。明らかに「分かれよう」と見せかけて技を出した場合は合議の上、反則を適用する。「相互に分かれようとしているとき」の技なのか「一呼吸」内の引き技なのか微妙な事象が生じた場合は、打った側を反則としないし、有効打突にもしない方が妥当である。合議の上、目的と現象を見極めて判断する。なお、「つば(鏢)競り合い」からの引き技を出す時間については「一呼吸」以内であり、機会の捉え方については、木刀による剣道基本技稽古法の「基本4引き技」を参考にしていきたい。